○関東地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月二日

関東地方整備局長　岩崎　福久

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前	B　一一・一六～一一・一六　八六・〇〇メートル　一二・七五二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　八六・〇〇～一八三・一〇　一二・七五二　一五・二三一	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○岐阜県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○愛知県公安委員会告示第九号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

愛知県公安委員会委員長　藤森　利雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○三重県公安委員会告示第八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

三重県公安委員会委員長　志田　幸雄

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○京都府公安委員会告示第四十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

京都府公安委員会委員長　在田　正秀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第六十七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

兵庫県公安委員会委員長　澤田　隆

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

○大阪府公安委員会告示第三十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二日

大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和七年四月六日まで

変更後

指定の期限　令和七年七月六日まで